

道路占用料等の徴収方法について（平成 28 年 4 月 1 日） 抜粋版

< 参考 2 > 道路占用料の占用物件別取扱一覧表

占用物件		当該物件の例示
法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 工 作 物	電柱	電気事業者その他の設ける電柱、ガス事業者が設ける電力引込柱
	電話柱	第一種電気通信事業者その他の設ける電話柱、有線放送電話柱、電気事業者の設ける電力保安通信施設（独立電話柱）
	その他の柱類	有線放送柱、国旗掲揚ポール、火災報知器柱、テレビ柱、信号機柱、索道柱、防犯灯、街路灯、道路照明灯
	共架電線その他上空に設ける線類	電線、電話線、テレビ用アンテナ線、有線音楽放送線及びこれらに類する線類、索条
	地下電線その他地下に設ける線類	電線共同溝又はキャブ等に収容される線類
	路上に設ける変圧器	路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
	地下に設ける変圧器	地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	変圧塔、ガス制圧塔、トランスホール、公衆電話所、パーソナル・ハンディホンシステム無線基地局、RT
	郵便差出箱	郵便ポスト
	広告塔	広告塔、交通安全塔
その他のもの	巡査派出所、公衆便所、交通測定器、消防小屋、水防小屋、消防用貯水池・貯水槽、車両積載重量検査場、公衆用くずかご、カーブミラー、灰皿、公共掲示板、ベンチ、上屋、町内案内板、花だん、フラワーポット、時刻表示板、慰霊のための碑表、非常用救助袋固定環、バス待合所、スピーカー、送電塔、既存の家屋（宅地、門、庭園、囲障等を含む。）、田畑等	
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	水道管、工業用水導管、下水道管、下水管、排水管、ガス管、発電用送水管及び排水管、電話・電気地下ケーブル、（地下管路）、かんがい排水施設、果実用防除管、熱供給管路、都市廃棄物管路、温泉パイプ、石油管（令第 9 条に規定するものを除く。）	
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	鉄道施設（本線、支線及び車庫への引込線、地下鉄の路上施設）、軌道施設、専用引込線、索道及びその保安施設	
法 第 3 2 条 第 1 項 第 5 号 に 掲 げ る 物 件	地下街及び地下室	地下街、地下室、地下貯水槽、地下道内の商店
	上空に設ける通路	横断歩道橋、渡り廊下
	地下に設ける通路	地下通路、坑道
	その他のもの	地下駐車場、工事用搬入路、出入通路、階段、栈橋、ベルトコンベア

占有物件		当該物件の例示
法第32条第1項第6号に掲げる施設		土地に定着しない臨時的かつ取り除きが容易にできるもので、露店、屋台店、商品置場、コインロッカー、靴磨き、売店（新聞、宝くじ）
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	看板（突出し、巻付けを含む）、添加広告、ネオン、装飾灯類、ショーウィンドウ、サインポール
	標識	道路標識、消火栓標識、通学路標識、消防水利標識、距離標識、基準点、水準点、バス停留所標識、官公庁・学校・医療施設・公園・神社・仏閣その他公益上一般に表示を必要とする施設の位置を示すために設置するもの
	旗ざお	旗ざお、のぼり
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	幕、提灯連
	アーチ	アーチ、アーチ型の街灯
令第7条第2号に掲げる工作物		太陽光発電設備、風力発電設備
令第7条第3号に掲げる施設		津波避難施設（一時的な避難場所）
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設、土石・竹木・瓦その他の工事用材料置場
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		仮設店舗、仮設建築物
令第7条第8号に掲げる施設		高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（飲食店、売店、露店、オープンカフェ、ベンチ、広告板、広告柱、日よけ、看板、音響施設、照明施設、イベント舞台等） （給油所、自動車修理所は不可）
令第7条第9号に掲げる物件	建築物	トンネル上又は高架下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設
	その他の施設	トンネル上又は高架下に設ける自動車駐車場、広場、公園、運動場、その他これらに類する施設
令第7条第12号に掲げる器具		車輪止め装置、駐輪場に付属する器具（柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等）

■道路占用料減免基準一覧表■

【 占 用 物 件 】

【減免率】

【 備 考 】

道路法		
国の行う事業	徴収できない	
地方公共団体の行う事業で地方財政法第6条に規定する公営企業以外のもの	徴収できない	※市町村が整備しケーブルテレビ等の民間事業者の有償で貸し付ける方式(公設民営方式)で実施する情報通信基盤整備事業を含む(H22.4.13事務連絡)。
島根県道路管理規則		
電柱、電話柱その他の柱類、消火栓標識又はバス停留所の標識に添架された広告物	20%	
アーケードに添架された広告物	30%	
駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	50%	
バス停留所の標識	50%	
水道法の規定に基づく民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る占用物件	50%	
公安委員会の設置する信号機又は標識を無償で添架している占用物件	50%	
地上9メートル以上に設ける占用物件	50%	
駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	75%	
アーケード	95%	
道路法第35条に規定する事業(道路法施行令第19条に規定するものを除く。)及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係る占用物件	100%	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧を行う鉄道建設	100%	
鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設	100%	
公職選挙法による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件	100%	
街灯(アーチ型のものを除く。)	100%	
農道、林道その他公共用通路(公衆が常時一般交通の一環として通行している通路)	100%	
道路管理者の設ける街灯、標識等の道路附属物を無償で添架している占用物件	100%	
公共的団体が設置する有線放送電話柱及び有線放送柱	100%	※公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、教育会等の文化団体及び社会福祉法人等、公共的活動をする団体(法人とは限らない。)をすべて含む。 ※公共的団体には独立行政法人を含む(H15.11.11道維1913号)。
公共的団体、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者(小売電気事業者を除く。)又は電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の電線(島根県道路占用料徴収条例別表に規定する共架電線であるものを除く。)及び各戸引込電線(認定電気通信事業者が設けるものについては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)	100%	※共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外のものが当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。 ※公共的団体又は電気事業者が設ける架空の電線には、電話線も含まれる。
ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管	100%	※各戸引込地下埋設管とは、道路を縦断している本管及び支管から道路に横断的に民地側に引き込む管をいう。
公共的団体が設置する水管	100%	※公共的団体が設ける水管には、水路も含まれる。
がんぎ	100%	
郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取り付けられたもので、1店舗それぞれ1個に限る。)	100%	
無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場	100%	
カーブミラー	100%	
くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件	100%	※高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋を含む(H6.7.25道発55号)。
バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所	100%	
かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利便上必要な施設	100%	
恒例による祭典、縁日、売出し、市日又は送迎等のため臨時に道路を占用する看板(アーチであるものを除く。)、旗ざお、幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。)、道路報第32条第1項第6号に掲げる施設その他これらに類する占用物件であって、その占用期間が10日以内のもの	100%	※臨時に道路を占用するとは、占用の廃止の期日が明確なものであって、かつ更新占用の処理をすることがないものをいう。
地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件(地上権等設定の際占用料徴収を前提としている場合は、この限りでない。)	100%	
堤防等と相互に効用を兼ねる道路(道路管理者が取得した権原が占用又は使用貸借である場合に限る。)について占用許可した場合、別に他の工作物又は施設の管理者が、占用料又は使用料を徴収する場合の当該占用物件	100%	
住居等に入居するために設ける通路	100%	※住居等に入居するために設ける通路は、恒常的に設ける通路を指し、工施用搬入路など一時的に設ける通路は含まれない。
飲料用水管(水道法によるものを除く。)	100%	

■道路占用料減免基準一覧表■

【 占 用 物 件 】	【減免率】	【 備 考 】
地先から雨水又は汚水を排水するため必要な地下埋設排水施設	100%	
その他知事が占用料を徴収することが著しく不適当と認める占用物件		
日本放送協会の行う事業のための占用物件	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
公益法人が有線テレビジョン放送(CATV)事業を行う場合、その事業の用に供するために設置する有線テレビジョン放送施設	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
テレビ放送の難視聴地区における住民等が設けるテレビ放送受信のための施設	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
放送法による一般放送事業者の設置する「交通・気象情報標示板」	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
ダムの放水の危険を予告するための施設	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
消防法第17条の規定に基づく非常用救助袋固定環	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
国又は地方公共団体の公社、公団、事業団の類及び国又は地方公共団体の組織する団体がその事業の用に供するために設ける占用物件	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
公共的団体が営利を目的としないで行う事業の用に供するために設ける占用物件	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号) ※全国健康保険協会及び日本年金機構に係るものを含む(H21.6.4道維151号)。
西日本高速道路株式会社が設ける道路事業に必要な占用物件	100%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
パーソナル・ハンディホンシステム無線基地局	50%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
道路法施行令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合	90%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
都市再生特別措置法施行令第15号に掲げる広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するものの設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合	90%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
都市再生特別措置法施行令第15号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものの設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合	90%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
都市再生特別措置法施行令第15号に掲げる道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合	90%	島根県道路管理規則の運用について(H19.3.27道維853号)
支線又は支柱	100%	道路占用料等の徴収方法について(S53.3.31道発762号)
占用物件たる電柱、電話柱の電線(電話線)及び付属施設	100%	道路占用料等の徴収方法について(S53.3.31道発762号)
占用物件たる街灯、公衆電話所等の配線設備	100%	道路占用料等の徴収方法について(S53.3.31道発762号)
本柱の腕木のみでの占用の場合	100%	道路占用料等の徴収方法について(S53.3.31道発762号)
自社柱に架設する架空線	100%	道路占用料等の徴収方法について(S53.3.31道発762号)
電気事業者が送電塔等を設置して設ける特別高圧送電線	100%	道路占用料等の徴収方法について(S53.3.31道発762号)
洞道、共同管内の各事業者の管類	100%	道路占用料等の徴収方法について(S53.3.31道発762号)
タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋	50%	ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて(H6.7.25道発55号)
共同収容を利用して占用物件を敷設し、電線の芯線の一部のみを所有する場合	3分の2	電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて(H9.6.11道整43号)
家畜伝染防疫作業に係る道路占用	100%	家畜伝染防疫作業に係る道路占用の取扱いについて(H16.9.21事務連絡)
大海崎堤防及び馬渡堤防の水底部において漁業法の漁業権又は入漁権に基づき漁業のために設置する定置網又は漁業関係施設	100%	県道八束松江線(大海崎堤防及び馬渡堤防)における道路占用の取扱いについて(H18.9.29道維454号)
バス停留所に設置される上屋に対する広告物であって表裏2面に表示しているものの	30%	バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて(H19.9.5道維424号)

■道路占用料減免基準一覧表■

【 占 用 物 件 】	【減免率】	【 備 考 】
架空の各戸引込電線であって、次のいずれにも該当するもの ①道路内に本線があること ②本線の占有者と各戸引込電線の管理者が同一であること ③道路の路面幅員の中央部を横断しないものであること ④本線を道路内で延伸しているとは認められないものであること	100%	「規制・制度改革に係る方針」に基づく道路占用許可事務の取扱の周知について(H24.12.10道維304号)
無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線	100%	「無線基地局の道路占用の取扱いについて」及び「無線基地局の道路占用の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について(H26.4.1道維16号)
道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設する場合に占用許可を受けて設置する電線類(「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器を含む。)	9分の8	電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて(R2.1.16道維378号) ※S63.3.31以前に地下埋設した電線類及びこれらと一体不可分な物件については、第1期電線類地中化計画に基づくもののみが減免措置の対象
無電柱化の推進に伴いNTTインフラネット株式会社が地中に設ける管路等	9分の8	NTTインフラネット株式会社が所有・管理する管路等の道路占用の取扱いについて(R2.7.13道維183号)
無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について(平成22年2月24日付け国道利発第28号、国道交安発第30号)別添5に定める柱状型機器	9分の8	無電柱化の推進に伴う占用料の取扱いについて(R2.7.13道維184号)
無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について(平成22年2月24日付け国道利発第28号、国道交安発第30号)別添5に定める支持柱	100%	無電柱化の推進に伴う占用料の取扱いについて(R2.7.13道維184号)

○島根県道路占用料徴収条例

昭和28年7月1日
島根県条例第18号

島根県道路占用料徴収条例をここに公布する。

島根県道路占用料徴収条例

(趣旨)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項の規定による占用料の額及びその徴収方法については、法令その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料のア欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第2条第3項に規定する電線共同溝をいう。以下同じ。)に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料のア欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号に該当する占用以外の占用に係る占用料の額は、前項中「占用料のア欄に定める金額」とあるのは、「占用料のイ欄に定める金額」として同項の規定を適用する。

(昭55条例20・全改、平元条例17・平4条例12・平8条例5・平9条例8・平16条例7・一部改正)

(占用料の減免)

第3条 知事は、道路の占用が、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路を占有するとき。
- (2) 恒例による祭典、縁日、売出等に際し臨時に道路を占有するとき。
- (3) 道路に出入するための通路等を設け又は排水施設を設けるため道路を占有するとき。
- (4) その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがきわめて少ないと認められるとき。

2 前項の規定による占用料の免除の規準は、知事が別に定める。

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した際(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した際(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際))に一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、各年度ごとに、当該年度の初めに当該年度分を徴収するものとする。

(昭55条例20・全改、平8条例5・一部改正)

(占用料の還付)

第5条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものであつてその事実が生じた日から6箇月以内に道路占有者から占用料還付の請求があつた場合には、この限りでない。

- (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他の事由により道路の占有ができなくなったとき。

2 前項ただし書の規定により、道路占有者に還付する占用料は、当該占用料の総額からその事実が発生した日までの期間の占用料に相当する額を控除した額とする。

(延滞金)

第6条 法第73条第1項の規定により、督促状により占用料を督促した場合の延滞金の額及びその徴収方法については、県税外収入金の延滞金徴収に関する条例(昭和27年島根県条例第16号)の規定を適用する。この場合において、同条例第2条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」とする。

(平4条例41・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第6条以外の規定は、昭和27年12月5日から適用する。

- 2 この条例の施行前に道路の占用の許可を受けたものに係る占用料の額については、昭和29年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際現に納入期限を経過しているものに対する延滞金については、この条例施行の日から徴収する。
附 則(昭和41年条例第11号)
 - 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
 - 2 この条例施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、昭和42年3月31日までの間は、なお従前の例による。
 - 3 この条例による改正前の島根県道路占用料徴収条例の規定に基づいて納付し、又は納付すべきであった道路占用料については、なお従前の例による。
附 則(昭和50年条例第21号)
 - 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。
 - 2 この条例施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、昭和51年3月31日までの間は、なお従前の例による。
附 則(昭和55年条例第20号)
 - 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
 - 2 この条例の施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、昭和56年3月31日までの間は、なお従前の例による。
附 則(昭和59年条例第13号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 9 第21条の規定の施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料については、昭和60年3月31日までの間は、なお従前の例による。
附 則(昭和63年条例第8号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 7 第16条の規定の施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料については、昭和64年3月31日までの間は、なお従前の例による。
附 則(平成元年条例第17号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
附 則(平成4年条例第12号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
附 則(平成4年条例第41号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
(督促手数料に関する経過措置)
 - 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の県税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例第1条の2(前項の規定による改正前の島根県道路占用料徴収条例第6条の規定により適用される場合を含む。)の規定により督促をした場合における督促手数料の徴収については、なお従前の例による。
(延滞金の額に関する規定の適用)
 - 4 この条例による改正後の県税外収入金の延滞金徴収に関する条例第2条第1項(附則第2項の規定による改正後の島根県道路占用料徴収条例第6条の規定により適用される場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する延滞金の額について適用する。ただし、当該延滞金の額で同日前の期間に対応するものを計算する場合において乗じる割合については、なお従前の例による。
附 則(平成8年条例第5号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(平成8年規則第45号で平成8年5月1日から施行)
(経過措置)
 - 19 この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定により道路占用の許可を受けている者に係る占用料の額は、第36条の規定による改正後の島根県道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、当分の間、同条例の規定により算出した額の範囲内において知事が別に定めることができる。
附 則(平成9年条例第8号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第2条(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成15年条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第7号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第23号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第8号)抄

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例27・一部改正)

附 則(平成31年条例第27号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

別表(第2条関係)

(平22条例8・全改、平25条例28・平26条例1・平31条例1・一部改正)

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			ア		イ	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	693円	583円
	第2種電柱		970円	820円	1,067円	902円
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,430円	1,210円
	第1種電話柱		560円	480円	616円	528円
	第2種電話柱		900円	760円	990円	836円
	第3種電話柱		1,200円	1,000円	1,320円	1,100円
	その他の柱類		56円	48円	61円60銭	52円80銭
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	5円	6円60銭	5円50銭
	地下電線その他地下に設ける線類		3円	3円	3円30銭	3円30銭
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	605円	517円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円	290円	374円	319円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	950円	1,210円	1,045円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	517円	440円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	640円	2,200円	704円

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	950円	1,100円	1,045円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		24円	20円	26円40銭	22円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			34円	29円	37円40銭	31円90銭	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			51円	43円	56円10銭	47円30銭	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			67円	57円	73円70銭	62円70銭	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			100円	86円	110円	94円60銭	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130円	110円	143円	121円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			240円	200円	264円	220円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340円	290円	374円	319円	
	外径が1メートル以上のもの			670円	570円	737円	627円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		1,000円	950円	1,100円	1,045円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額				
	上空に設ける通路				1,000円	430円	1,100円	473円
	地下に設ける通路				600円	210円	660円	231円
その他のもの			1,000円	950円	1,100円	1,045円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		20円	6円	22円	6円60銭	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		200円	64円	220円	70円40銭	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200円	64円	220円	70円40銭	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	640円	2,200円	704円	
	標識		1本につき1年		840円	760円	924円	836円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		20円	6円	22円	6円60銭
		その他のもの	1本につき1月		200円	64円	220円	70円40銭
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		20円	6円	22円	6円60銭
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		200円	64円	220円	70円40銭
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		2,000円	640円	2,200円	704円

		その他のもの	980円	320円	1,078円	352円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	950円	1,100円	1,045円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.0275を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200円	64円	220円	70円40銭
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円	95円	110円	104円50銭
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0154を乗じて得た額	Aに0.0198を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0154を乗じて得た額	Aに0.0198を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.0143を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額		

備考

- 所在地とは、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外のものが当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。